

「行田市優秀建設工事技術者表彰要綱」の概要

目 的

この要綱は、市発注工事を優秀な成績で完成させた技術者を表彰することにより、市発注工事に対する意欲の高揚及び施工技術の向上を図り、もって公共工事の品質及び適正な施工を確保することを目的とします。

受賞者の選考

《部 門》

- ◆ 土木工事部門（水道工事を含む。）
- ◆ 建築工事部門

表彰の対象

《共通事項》

- ◆ 市発注工事を直接請け負った建設業者（行田市内に営業所（本店）を有する者）の従業員である技術者で、発注課の推薦を受けた者
* 技術者とは現場代理人、主任技術者及び監理技術者とします。
- ◆ 表彰を実施する年度の前年度に完成した請負代金額が500万円以上の市発注工事
- ◆ 全工期に渡って従事した技術者のみ表彰対象とします。
- ◆ 各部門とも該当工事が複数ある場合、その全てを表彰対象とします。
- ◆ 同一の技術者に対し複数年度連続して表彰を行うことを妨げません。

《土木工事部門、建築工事部門》

- ◆ 土木工事部門（水道工事を含む。）、建築工事部門の工事成績が84点以上で市発注工事を完成させた技術者

欠格事項

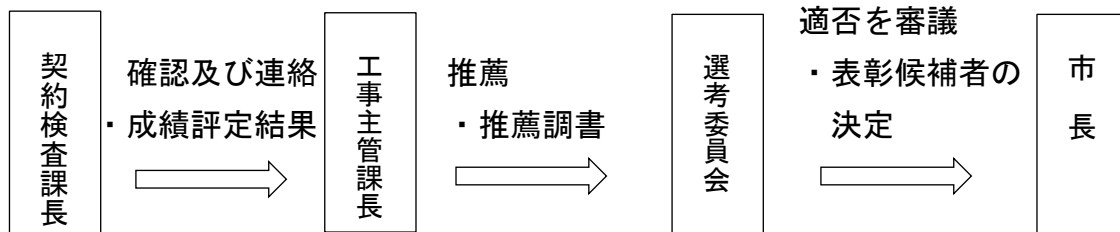
- ◆ 表彰を実施する年度の前年度から表彰の日までの間に入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは受けることが明らかである建設業者の技術者
- ◆ 表彰を実施する年度の前年度から表彰の日までの間に行田市契約に係る暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置を受け、又は受けることが明らかである建設業者の技術者
- ◆ 表彰を実施する年度の前年度から表彰の日までの間に建設業法の規定による監督処分を受け、又は受けることが明らかである建設業者の技術者
- ◆ 表彰を実施する年度の前年度に完成した市発注工事で、下記の建設工事に従事した技術者

土木工事部門 工事成績が75点未満の建設工事

建築工事部門 工事成績が75点未満の建設工事

- ◆ その他表彰をすることが適当でない認められる技術者

受賞者決定までの過程



公表等

- ◆ 被表彰者には、市長が表彰状を授与するとともに、市ホームページ等に公表します。
- ◆ 表彰結果は、総合評価方式の入札において「優秀技術者表彰」項目に加点することができます。

その他

《表彰の取り消し及び返還》

- ◆ 表彰を実施した年度において、入札参加停止措置等、入札参加除外措置又は建設業法に基づく監督処分を受けたとき。
- ◆ 表彰の対象になった市発注工事の瑕疵^{かし}又は法令違反が、後日明らかとなったとき。

※取り消し事由が生じた年度に受賞した表彰のみ取り消し

《問い合わせ先》

- ◆ 契約検査課